

(介護予防) 福祉用具貸与 重要事項説明書

レンタルサービス利用契約の締結にあたり、下記の者が重要事項を説明しました。

(当社控え)

福祉用具専門相談員

当社の概要

名称 法人種別	株式会社清水屋 営利法人
代表者名	清水 崇裕
本社所在地	春日井市瑞穂通五丁目33番地
電話番号	0568-81-6151

事業所の概要

事業所の名称	清水屋春日井店 さわやかショップゆうあい
事業所の所在地	〒486-8577 愛知県春日井市瑞穂通五丁目33番地
連絡先	TEL:0568-81-6152 FAX:0568-81-9098(緊急連絡先同じ)
介護保険指定番号	2372502035
管理者	長谷川 芳久
サービス提供地域	春日井市・小牧市・北名古屋市・尾張旭市・瀬戸市・ 名古屋市・多治見市・土岐市・岩倉市・一宮市

事業所の職員体制

管理者	1 名
専門相談員	常勤換算2名以上

営業日・営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日	営業時間	10:00 ~ 17:00
-----	-----------	------	---------------

注) 年末年始休暇(12/29~1/3) 休業とする。

事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な福祉用具貸与・福祉用具販売を提供することを目的とする。

運営方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

サービス内容

(当社控え)

「福祉用具貸与」は要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。

事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付、調整等を行います。

事業者は、本契約期間中 次の福祉用具を貸与します。

1. 車いす	2. 車いす付属品	3. 特殊寝台	4. 特殊寝台付属品	5. 床ずれ防止用具	6. 体位変換器
7. 手すり	8. スロープ	9. 歩行器	10. 歩行補助つえ	11. 認知症老人徘徊感知器	12. 移動用リフト

利用者負担金

当事業所の福祉用具貸与の提供（介護保険適用部分）に際し、利用者様が負担する料金は原則として基本料金の1割、2割又は3割です。

種目	品名	単価(月額)	個数	利用料(10割)	利用者負担額	説明書	実使用
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明
						<input type="checkbox"/> 交付	<input type="checkbox"/> 説明

利用者負担金は、使用月の翌月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

利用者負担金は、店頭にてお支払い、もしくは集金させていただきます。

尚、契約の起算日が月の15日以前の場合については月額的全額を、16日以降の場合については月額半額の料金を請求させていただきます。

解約時の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額半額を、16日以降の解約については月額全額を請求させていただきます。

適合状況の確認

設置場所	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
取付状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
操作状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
身体との適合状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()
取扱説明書	<input type="checkbox"/> 取扱説明書の交付
使用方法の説明	<input type="checkbox"/> 福祉用具を使用しながらの説明
その他留意点	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 要調節 ()

通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費はその実費を徴収します。

(通常の事業の実施地域を越えてから、1kmあたり100円・有料道路の場合は実費徴収)

衛生管理等について

- ①事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- ②福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託しており、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的(年に1回)に確認し、その結果を記録する。

秘密保持

- ①事業者及びサービス従事者は、正当な理由なく知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- ②事業者はサービス従事者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。
- ③事業者又はサービス従事者は、サービス担当者会議において利用者又はその家族に関する個人情報を用いる必要がある場合は、利用者又はその家族に使用目的等を説明し同意を得るものとする。

身分証携行義務

- ①サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から掲示を求められたときはいつでも身分証を掲示する。

事故時の対応

事業者は利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、利用者と確認をとり、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じる。

事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が発生した場合は速やかに対応する。

事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとする。

苦情対応

- ①サービスの苦情・相談については内容をよく聞き、丁寧な対応を心がける。
- ②利用者及び家族等の苦情・相談の申し出しに対して「苦情受付処理書」に記載し管理者へ報告する。
- ③管理者は苦情内容を確認し、利用者の家族に連絡を行うとともに、内容により即時対応できる場合は迅速に処理を行う。
- ④苦情があった商品に対しては
 - 1) 利用者及び家族等に苦情内容を連絡するとともに、状況を確認し速やかな処理を行う。
 - 2) 苦情の内容によってはその原因、処理方法、処理結果についての報告を利用者等に随時図るよう努める。
 - 3) 苦情の内容により、再発防止の為、関係メーカーや提携先と連携調整を行う。
- ⑤利用者から苦情に関して市区町村又は国民健康保険団体連合会が行う調査(資料の提出、提示、質問等)に協力するとともに、市区町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は、助言に従って必要な改善を行う。
- ⑥居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅介護サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対しては必要な援助を行う。
- ⑦苦情は記録し保管して再発防止に役立てる。

相談窓口 苦情対応窓口 事故等緊急時対応窓口

(当社控え)

サービスに関する相談や苦情、事故等の緊急時については次の窓口で対応いたします。

当社 (清水屋 春日井店) さわやかショップゆうあい お客様相談コーナー	電話番号	0568-81-6152
	F A X 番号	0568-81-9098
	責任者	近藤 由佳梨
	対応時間	10 : 00 ~ 17 : 00

公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	春日井市鳥居松町五丁目44番地 春日井市役所 健康福祉部 介護・高齢福祉課
	電話番号	0568-85-6182
	F A X 番号	0568-84-5764
	対応時間	8 : 30 ~ 17 : 15

愛知県 国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館南館7階 介護福祉室 苦情調査係
	電話番号	052-971-4165
	F A X 番号	052-962-8870
	対応時間	9 : 00 ~ 17 : 00

虐待の防止のための取組

虐待防止に関する責任者は、以下のものを選定しています。

虐待防止に関する責任者	近藤 由佳梨
-------------	--------

虐待防止従業者に対する虐待防止をのための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を行う、委員会、従業者に対する虐待防止を啓発する研修を定期的の実施し、その他の従業者に周知徹底を図る。

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の説明を受けました。

利用者の氏名	
代筆者の氏名	

清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあい福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所 運営規定

(事業の目的)

第一条 株式会社清水屋が開設する清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあいが行う指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健婦(士)、看護師、准看護師(士)、理学療法士、作業療法士、社会福祉士または厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの(以下(専門相談員)という。)が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあい
2. 所在地 愛知県春日井市瑞穂通5丁目3番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者1名(常勤兼務職員)[福祉用具専門相談員を兼務する。]
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 専門相談員2名以上(常勤換算)
専門相談員は、福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)の作成・変更等を行い、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日を月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日、及び5月3日～6日、8月13日～16日、12月29日～1月4日の期間を休業とする。
2. 営業時間 午前10時から午後5時までとする。

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第六条 指定福祉用具貸与の提供方法は次の通りとする。

1. ①指定福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止ならびに介護する者の負担軽減に資するよう、適切に行う。
②指定福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。
2. この事業所において取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。
3. 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、目録に記載されている額とし当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告知上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合に準じた額とする。
4. 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。
 - ・通常の事業の実施地域を越えてから、1Kmあたり100円とする。
 - ・上記地区で有料道路の場合は実費を徴収するものとする。
5. 福祉用具の搬入に特別な処置が必要な場合に要する費用については、実費とする。
6. 前3項より6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
7. 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、

利用料ならびにその他の利用料の内容及び金額に対し事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。記載した領収書を交付する。

8. 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与に係わる利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具の貸与・指定介護予防福祉用具貸与内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付する。

(通常の事業実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

春日井市、小牧市、西春日井郡、尾張旭市、瀬戸市、名古屋市、多治見市、土岐市、岩倉市、一宮市、北名古屋市

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第八条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ①事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ②事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③事業所において、看護職員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(衛生管理)

第九条 福祉用具・介護予防福祉用具の消毒および保管については、次の事業者にて委託する。

フランスベッド株式会社
東京都新宿区百人町1丁目25番地1号
近藤産興株式会社
名古屋市南区浜田町1-10

(その他運営に関する重要事項)

第十条 1. 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 年1回

2. 秘密の保持

- ①従業者は業務上知り得た利用者、またその家族の秘密を保持する。
- ②従業者であった者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3. 掲示及び目録の備え付け

- ①事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用者申込者のサービスの選択に資するように努める。
- ②サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具・介護予防福祉用具の品目・品名・利用料金等を記した目録を事業所に備え付ける。

4. 正当な理由なく福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスの提供を拒まない。

5. 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与事業者を紹介する等の処置を講ずる。

6. 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて速やかに該当申請が行われるよう必要な援助を行う。また、必要に応じて申請申込み視野に入れて援助を行う。

7. 利用申込者が法定代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

8. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。

9. 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与サービスを提供する。

10. 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者または家族から求められたときは、これを提示するものとする。

11. 利用者からの相談または苦情等に関する窓口を置き文書で記録し保管する。

12. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社清水屋と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成16年9月5日から施行する。

この規定は、平成16年9月12日より改定する。

この規定は、平成17年1月15日より改定する。

この規定は、平成17年4月16日より改定する。

この規定は、平成18年8月21日より改定する。

この規定は、平成19年9月16日より改定する。

この規定は、平成24年4月1日より改定する。
この規定は、平成28年6月16日より改定する。
この規定は、平成29年6月16日より改定する。
この規定は、平成30年2月9日より改定する。
この規定は、令和元年11月16日より改定する。
この規定は、令和2年3月1日より改定する。
この規定は、令和3年6月1日より改定する。
この規定は、令和4年6月1日より改定する。
この規定は、令和7年6月1日より改定する。

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

（当社控え） 1

当社の概要

名称 法人種別	(株) 清水屋 営利法人
代表者名	清水 崇裕
本社所在地	春日井市瑞穂通五丁目33番地
電話番号	0568-81-6151

事業所の概要

事業所の名称	清水屋春日井店 さわやかショップ ゆうあい
事業所の所在地	〒486-8577 春日井市瑞穂通五丁目33番地
連絡先	TEL：0568-81-6152 FAX：0568-81-9098
介護保険指定番号	2372502035
管理者	長谷川 芳久
サービス提供地域	春日井市・小牧市・西春日井郡・尾張旭市・瀬戸市 北名古屋市・名古屋市・多治見市・土岐市・岩倉市・一宮市

事業所の職員体制

管理者	1名
専門相談員	常勤換算2名以上

営業日・営業時間

営業日	月曜日 ~ 金曜日	営業時間	10：00 ~ 17：00
-----	-----------	------	---------------

注）年末年始休暇（12/29～1/3）休業とする。

事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な福祉用具貸与・福祉用具販売を目的とする。

運営方針

事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業 保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

衛生管理等について

- ①事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。
- ②福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託しており、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的(年に1回)に確認し、その結果を記録する。

福祉用具購入サービス

①腰掛便座②自動排泄処理装置の交換可能部品③入浴補助用具④簡易浴槽⑤移動用リフトのつり具の部分
⑥スロープ(工事不要のもの)・歩行器・歩行補助つえは、指定特定福祉用具であり、介護認定をお持ちの方はお支払いいただいた購入費を市町村に保険給付分の費用（購入費の9割～7割）を請求することができます。

1) 支給限度額は10万円、2) 支給限度額の管理期間は毎年4月から1年間、同一種目の特定福祉用具の購入はできません。

連合会への申し立てに関して、利用者に対しては必要な援助を行う。

⑦苦情は記録し保管して再発防止に役立てる。

苦情・相談窓口

サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

当社 お客様相談コーナー	電話番号	0568-81-6152
	F A X 番号	0568-81-9098
	責任者	近藤 由佳梨
	対応時間	10:00 ~ 17:00

公的機関においても、次の機関に苦情申出等ができます。

市 町 村 介護保険相談窓口	所在地	春日井市鳥居松5丁目44番地 春日井市役 健康福祉部 介護保険課
	電話番号	0568-85-6182
	F A X 番号	0568-84-5764
	対応時間	8:30 ~ 17:15

都道府県 国民健康保険団体連合会	所在地	名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館 南館7階介護福祉室 苦情調査係
	電話番号	052-971-4165
	F A X 番号	052-962-8870
	対応時間	9:00 ~ 17:00

虐待の防止のための取組

虐待防止に関する責任者は、以下のものを選定しています。

虐待防止に関する責任者	近藤 由佳梨
-------------	--------

虐待防止従業者に対する虐待防止のための指針を整備するとともに虐待防止のための対策を行
委員会・従業者に対する虐待防止を啓発する研修を定期的の実施し、その他の従業者に周知徹底

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記の説明を受けました。

利用者の氏名	
--------	--

家族代表者の氏名	
----------	--

清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあい 指定福祉用具販売・介護予防福祉用具販売事業所 運営規定

(事業の目的)

第一条 株式会社清水屋が開設する清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあいが行う特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健婦(士)、看護師、准看護師(士)、理学療法士、作業療法士、社会福祉士または厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの(以下「専門相談員」という。)が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 事業の実施にあたっては、利用者の意思、及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名称 清水屋 春日井店 さわやかショップゆうあい
2. 所在地 愛知県春日井市瑞穂通5丁目3番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者1名(常勤兼務職員)[福祉用具専門相談員を兼務する。]
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 専門相談員2以上(常勤換算)
専門相談員は、特定福祉用具販売計画(特定介護予防福祉用具販売計画)の作成・変更等を行い、特定福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下のことを行う。
 - 1) 特定福祉用具に関する相談援助、
 - 2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
 - 3) 利用者の身体の状態に応じた特定福祉用具の選定、
 - 4) 特定福祉用具の使用方法の指導

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日を月曜日から金曜日とする。ただし、国民の休日、及び5月3日～6日、8月13日～16日、12月29日～1月4日の期間を休業とする。
2. 営業時間 午前10時から午後5時までとする。

(事業の提供方法)

第六条 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の提供方法は次の通りとする。

1. 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、目録等の文章を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者またはその家族の同意を得るものとする。
2. 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、すでに認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
3. 事業者は、正当な理由なく指定特定福祉用具の提供を拒まない。

(指定特定福祉用具の品名及び販売費用の額)

第七条 指定特定福祉用具の品目は以下の通りとし、品名ごとの販売費用の額は、目録に記載しておくものとする。(パンフレット添付)

- ①腰掛便座
- ②自動排泄処理装置の交換可能部分
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

⑥スロープ(工事不要のもの)・歩行器・歩行補助つえ

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
 - ・通常の事業実施地域を越えてから、1Kmあたり100円とする。
 - ・上記地区で有料道路の場合、実費で徴収するものとする。
3. 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。
4. 事業者が利用者から第1項及び第2項の費用の支払いを受けたときは、特定福祉用具の品名、販売日、ならびに料金を記載した領収書(法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書)を利用者に交付することとする。

(通常の事業実施地域)

第八条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

春日井市、小牧市、西春日井郡、尾張旭市、瀬戸市、名古屋市、多治見市、土岐市、岩倉市、一宮市、北名古屋市

(衛生管理)

第九条 衛生的な管理をしている福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態についても必要な管理を行い、事業所の設備及び備品に、についても衛生的な管理に努めることとする。

(事故発生時の対応)

第十条 専門相談員等は事業の提供により事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者に報告を行うものとする。

2. 従業員は事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第十一条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、専門相談員その他の従業員に周知徹底を図ること。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
3. 事業所において、専門相談員その他の従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(秘密保持)

第十二条 事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を従業員との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、利用者又はその家族の同意をあらかじめ文書で得ておくものとする。

(苦情処理)

第十三条 利用者やその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、事業所に苦情受付窓口を設置する。苦情が生じた場合は、直ちに具体的な対応を行う。
また、苦情記録、その対応を台帳に保管し、再発を防ぐ。

(その他運営に関する重要事項)

第十四条 本事業の社会的使命を十分認識し、従業員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 従業員に身分を証明する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する。
3. この規定の概要等、利用(申込)者のサービス選択に関係する事項については事業所内の見やすい場所に掲示する。また、第七条第1項の目録は、常時、事業所に備え付けておくものとする。
4. 第七条第4項のサービス提供記録、第十条第2項に規定する事故発生時の記録、並びに前条の苦情処理に関する記録については、整備の上、完結してから5年間保存する。
5. 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会(以下、「都道府県等」という)からの物件提出の求めや質問・照会等に対応し、その調査に協力するとともに、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から

求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。

附則

- この規定は、平成18年4月1日から施行する。
- この規定は、平成24年4月1日より改定する。
- この規定は、平成28年6月16日より改定する。
- この規定は、平成29年6月16日より改定する。
- この規定は、平成30年2月9日より改定する。
- この規定は、令和元年11月16日より改定する。
- この規定は、令和2年3月1日より改定する。
- この規定は、令和3年6月1日より改定する。
- この規定は、令和4年5月1日より改定する。
- この規定は、令和7年6月1日より改定する。